

○川崎市介護サービス事業者等の監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第76条、第76条の2、第77条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第114条の2、第114条の5、第114条の6、第115条の7、第115条の8、第115条の9、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28、第115条の29、第115条の45の7、第115条の45の8及び第115条の45の9並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなお効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法(以下「平成18年旧介護保険法」という。)第112条、第113条の2及び第114条の規定に基づき、川崎市が行う監査の方針、実施方法等について基本的な事項を定めることにより、介護サービス及び第1号事業等の質の確保並びに保険給付及び第1号事業支給の適正化を図ることを目的とする。

(監査の対象)

第2条 監査の対象は、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下、事業者において同じ)、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設の開設者若しくはそ

の長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他の従業者、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者若しくは医師その他の従業者、指定介護療養型医療施設、指定介護療養型医療施設の開設者、管理者若しくは医師その他の従業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者又は法第115条の45の5の規定による指定事業者の従業者若しくは従業者であった者（以下「介護サービス事業者等」という。）とする。

（監査の方針）

第3条 監査は、前条に規定する者の介護サービス及び第1号事業等の内容について、第5条第1項第3号に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬若しくは第1号事業支給の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準条例違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

（監査対象の選定）

第4条 監査は、次の各号に示す情報等を踏まえて、指定基準条例違反等の確認について必要があると認められる場合に行うものとする。

（1）要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

ウ 国民健康保険団体連合会・保険者からの通報情報

エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す居宅サービス事業者等

オ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

カ その他、介護保険に関する情報

(2) 実地指導において確認した情報

法第23条及び川崎市介護保険サービス事業者等の指導実施要綱により指導を行った市が介護サービス事業者等について確認した指定基準条例違反等

(監査の方法等)

第5条 監査の方法等は、次のとおりとする。

(1) 報告等

市長は、指定基準条例違反等の確認について必要があると認められるときは、介護サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備、若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(2) 監査の結果通知等

ア 市長は、監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

イ 報告書の提出

市長は、当該介護サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

(3) 行政上の措置

市長は、介護サービス事業者等について、指定基準条例違反等が認められた場合には、法第5章及び第6章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「業務運営の勧告、命令等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

ア 勧告

市長は、介護サービス事業者等に指定基準条例違反等の事実が確認された場合、当該介護サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該介護サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

イ 命令

市長は、介護サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護サービス事業者等に対し、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。命令を受けた場合において、当該介護サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

ウ 指定の取消等

市長は、介護サービス事業者等の指定基準条例違反等の内容等が、法第77条第1項各号、第78条の10各号、第84条第1項各号、第92条第1項各号、第104条第1項各号、第114条の6、第115条の9第1項各号、第115条の19各号、第

115条の29各号及び第115条の45の9第1項各号並びに平成18年旧介護保険法第114条第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該介護サービス事業者等にかかる指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

（4）聴聞等

市長は、監査の結果、当該介護サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

（5）経済上の措置

ア 市長は、勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、保険給付又は第1号事業支給費の全部又は一部について、不正利得があった場合には当該介護サービス事業者等から返還を求めるものとする。

イ 市長は、命令又は指定の取消等を行った場合であって、保険給付の全部又は一部について、当該介護サービス事業者等から返還を求めるときは、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還額に100分の40を乗じて得た額の支払いを求めるものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めのない事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。